

江戸期銀目手形について

山口健次郎*

要 旨

江戸時代は、金・銀・銭の貨幣制度の確立した時期として知られているが、同時に地方藩札や江戸・大坂間を中心とした隔地間為替等の信用制度が発達した時期でもあった。当時、全国物産集積の拠点であった大坂における取引は、一般に「江戸の金遣い、大坂の銀遣い」といわれるように、秤量貨幣である銀貨（丁銀・豆板銀）を使って行われていたが、秤量貨幣の重量が大きく、大口取引には不便であったことや、18世紀以降、計数銀貨の発行によって秤量銀貨の絶対数が減少したこともあって、商人間の資金決済手段は、ほとんどが「銀目手形」と呼ばれる信用通貨であった。銀目手形制度は、金銀貨幣の交換や預金・為替を取り扱っていた両替商を核として発達した信用制度であり、形態としては両替商が預金者に対して発行した預り証（または銀貨の保管証）としての「預り手形」と、預金者が両替商に対して預金を引当てに振り出した「振り手形」の2種類がある。預り手形は、第三者への譲渡が容認されており、事実上貨幣的な役割を果たしたと考えられる。他方、振り手形は今日の小切手に相当するとみられるが、これにはおそらく一般流通性はなかったと考えられる。

ヨーロッパでは、17世紀の英国において「金匠手形」(Goldsmith Note) と呼ばれる手形がみられるが、機能的には、預金証書としての機能に限定されている（銀目手形のうち、預り手形に相当）。

キーワード： 銀目手形、両替商、江戸期大坂信用制度

JEL CLASSIFICATION: N2

* 研究第3課(E-Mail: kenjiro@imes.boj.go.jp)

本論文を作成するに当たっては、西村閑也教授（法政大学）ならびに宮本又郎教授（大阪大学）から有益なコメントを頂戴した。

目次

	ページ
1. 銀目手形の概要	1
2. 銀目手形の種類・形態・流通等	3
(1) 大坂・両替商の組織	3
(2) 銀目手形の種類・形態	5
(補論) 大坂・銀目手形と17世紀・英国における金匠手形との比較	12
(1) 発行開始時期の検討	12
(2) 金匠手形発行当時の英国の状況	13
(3) 銀目手形と金匠手形の流通期間	14
参考文献.....	15

江戸時代、天下の台所である大坂においては、金・銀・銭の三貨制度の下で専ら秤量銀貨が貨幣として利用されていたが、商人間の資金決済に関してはそのほとんどが秤量銀貨の重量を価値表象とした支払手段である「銀目手形」により行われていた。

本稿では、銀目手形についての戦前からの研究業績を参考にしつつ、その概要・種類・形態等について簡潔な整理を試みたものである。また世界史的にみて初期銀目手形とほぼ同時期（17世紀前半）に信用通貨として発生した英国・金匠手形についても、その概略を説明する。

1. 銀目手形の概要

銀目手形とは、江戸期において大坂及びその周辺地域で広く利用されていた上方独自の支払手段^(注1)である。銀目手形における手形という言葉からは、これが現在われわれが利用している小切手・手形に相当するのではないかと連想されるが、この場合、手形は単に証文であることを示しているに過ぎない点には留意する必要がある。そしてまた、「百中ノ九十九迄ハ手形ニシテ正金取引ハ僅少ナリ」[9, pp.115]といわれるように、大坂における商取引のほとんどはこの銀目手形で決済されていた。なお、銀目手形の起源については、近世両替商の始祖とされる天王寺屋五兵衛が寛永5（1628）年に初めて用いたとされることが多いが、現物資料としては幕末期のものしか残っていないため、その真偽は定かではない。

銀目手形は形態的には、後で詳しく論じるように預り手形と振り手形に大別される。預り手形とは両替商が預金者に発行した預金証書あるいは銀貨の保管証であり、この手形については第三者への譲渡が容認されていたことから「事実上の貨幣」として流通していた。一方、振り手形は預金者が預金を引き当てに両替商宛て振り出したものであり、今日の小切手に相当する。

銀目手形は大坂において両替商を核として発達した信用制度を背景に普及した支払手段であり、ほとんどの場合、秤量銀貨に交換されることはなく、両替商間の信用ネットワークの中で流通・決済されていた。銀目手形は当初、秤量銀貨によって100%保証されていたが、明和9（1772）年に幕府が金貨本位制の確立を企図して計数銀貨（南鐐^{なんりょう}二朱銀）の発行に踏み切って以来、秤量銀そのものの発行量が減少し、その秤量銀の入手が漸次困難化し、秤量銀を常時保持しているのは両替商の中でも特

に大資本の業者だけとなり、実質的に正貨の裏付け（兌換性）のない銀目手形（「空銀手形」）が登場するようになった（いわゆる銀目手形の空位化）。この間、商人が金貨・金位の銀貨を入手した場合には、すみやかに両替商に持参のうえ銀目建ての当座預金として預入し、必要に応じて銀目手形（振り手形）を振り出すことが慣例となった。また商人が両替商に対し手形と正貨（秤量銀）との交換を求めた場合には、多額の手数料を支払わなければならなかったため（秤量銀の払底が著しかった幕末期においては、実に40～50%の手数料を支払わなければならなかった^{（注2）}）、銀目手形の正貨兌換が求められることはほとんどなかった^{（注3）}。

以上のように、銀目手形が大坂において特に発達した背景としては、そもそも秤量銀貨の整理、秤量、運搬が商人間の大口取引には不向きであったという事情のほか、明和期以降において銀貨の計数貨幣化が進められるなかであって、銀目建ての商慣習を維持する見返りとして正貨によらない信用取引を発展させることを選択したことが挙げられよう^{（注4）}。そして明治元年に、新政府が全国的な幣制の統一を目的として銀目を廃止するまでの間、銀目手形は大坂における商取引の主要決済手段として流通した。

なお明治元年の銀目廃止に伴い、銀目手形を所有していた商人が現金への兌換のため一斉に両替商に走った結果、取り付け騒ぎが発生し、そうしたなかで多くの両替商が閉店・倒産を余儀なくされた。

（注1）「大坂地方では、銀目取引が根強く行なわれており、伝統的な慣習によって、商人はその取引にさいして、すべての商品を銀の量目をもって評価した。そのため、銀の量目をそのまま表象した手形、すなわち……銀目手形を使用した」〔7、pp.259〕。

（注2） 遠藤佐々喜は、鴻池大番頭の談話として以下のことを記している。「銀目と云ふものは空位です。銀は丁銀というものがございました、是は僅かしか無いのです。なかなか通用貨幣とする程ないから…正銀といふ値が非常に高いのです。1貫匁の正銀が（銀目手形にして：筆者補記）1貫4～5百匁もした……」〔2、pp.53-54〕。

（注3） 正貨（正銀＝秤量銀）との兌換はほとんど行われなかったが、金位の貨幣すなわち計数金・銀貨とはしばしば交換された。この場合、計数金・銀貨は「有合金^{ありあわせ金}」と称され、その日の金銀相場に従って二分金、一分銀が手渡された〔11、pp.419〕。

（注4） この選択によって、大坂の商取引は活況を呈したが、それを支えるのは正貨ではなく銀目手形であった。手広に商売を行っている大商人にしても、正貨である秤量銀はほとんど持ち合わせなかった。文化9（1812）年、幕府から必要によって秤量銀の上納を命じられた大坂商人の窮

状について「草間伊助筆記・第四」にはこう記されている。「扱右市中皆銀納メ之儀、大抵御買米被仰付候程之身がらのもの故、正銀之貯も可有之儀なれども、皆手許に置候ものハ無数、多分聞合儲成両替方へ入置、家業売買之やりくり、日用金銭之類迄も、取引通い又ハ手形を以互ニやり致候事にて、夫故金銀之融通も出来申候、其余又手形証文等に相成候て、海内之金銀万倍シ、天下之交滞る事なく、是治世之恩沢ニて、万物融通シ、融通するゆへ天下国家治りしもの也」〔6、pp.900〕。

2. 銀目手形の種類・形態・流通等

(1) 大坂・両替商の組織

銀目手形について考える際にはまず、銀目手形を支払手段とする大阪・信用制度のコアを形成してした両替商の機能について考える必要がある。以下その概略を説明する。

イ. 十人両替・本両替・銭両替

大坂では金・銀・銭貨間の両替を主要業務とする両替商が多数存在し、両替だけでなく預金・貸付・手形など各種の金融業務に従事していた。両替商はまた、その業務内容や経営規模を基準として、十人両替・本両替・銭両替等に大別された。そして、商人と両替商との取引関係をみると、大商人は十人両替及び一部大手本両替を取引相手とする一方、それに次ぐ商人層は本両替との間に取引関係を結ぶというように、規模別に対応した重層的構造を形成した。銀目手形を取り扱ったのは十人両替も含めたこれら本両替であった。十人両替は、大坂・両替商のなかでも最有力の業者のなかから両替商の監督を目的として幕府により指名された大手両替商のことをいい、この制度は幕末まで存続した。

寛文2（1662）年、大坂町奉行はオランダへ輸出する小判の買い上げを3名の両替商に命じたが、寛文10（1670）年にはこれを10名に増員した。これが十人両替の初めである。その後十人両替は幕府の意向に応じて、公金取扱業務、幕府と本両替商間の連絡仲介、金相場変動の抑制等^{（貸付）}の幕府公用に携わるとともに、本両替の監督を行った（その他の両替商業務は後述の本両替と基本的に同じであったが、大名に対して大規模な貸出を行った点<いわゆる「大名貸し」>は、主に民間貸出を中心とした本両替とは異なっていた）。

本両替は金・銀貨両替のほか、預金・貸出、手形振り出し、為替取り組みなどを

日常業務とし、新旧金銀の交換（貨幣改鑄時）、金銀相場の調節、米価調節のための米の買い上げ、御用金上納等の幕府公用に従事した。本両替の数は17世紀後半には30軒内外であったが、享保期頃（18世紀前半）には300軒以上になり、幕末には100～200軒で推移した。そして十人両替の監督下、本両替はすべてで22組に分かれていた。^(注6)

他方、銭両替は小資本の両替商であり、十人両替の支配を受けなかった。銭と金・銀貨との両替業務とともに、米屋等を兼営する者が多かった。幕末期には銭両替の数は約1,000軒にも達した。

ロ. 親両替・子両替

両替商にはいわゆる親両替・子両替という個人的な縦構造があつた。^(注7)新規に両替業を営もうとする者は有力な大手両替商とコンタクトを取り、その両替商の子両替として認められなければならなかった。そして親両替・子両替は預金・貸出面で密接な関係を保持し続けることが常であり、子両替は資金面・業務面で親両替に全面的に依存していた。子両替が複数の親両替を有することも、また親両替が複数の子両替を抱えることも多く、こうして形成されるグループ内での取引が多かった。両替商間の横の取引は、縦系列の取引とは別のものとして捉えられており（取引ではなく、特に「差引」と称した）、同格の両替商間でないと「差引」は行われなかった（すなわち親両替と親両替、子両替と子両替間の差引のみ。手形についても同様）。

(注5) 金相場の変動とその統制については、「当時（寛文年間）、すでに大坂に多くの両替商がいて、彼らの間で貨幣相場（金相場）が建ち、その場として金相場会所が存在していた。……幕府は、商取引上重大な影響をもつ金相場の変動を金相場会所における両替商の投機的な貨幣取引にあるとみて、この変動を抑えるべく有力両替商を十人両替に指定し、その統制力に期待していた」との解説がある[10、pp.37]。

(注6) 詳細は[10、pp.36-39]参照。

(注7) 文献には以下のようにある。「両替店が自店より大にして、常に就きて融通を請う者を親両替と云ふ。両替店を新設する時は、必ず他の大なる両替店に行きて、親両替たらん事を求む。二家以上の親両替を有する事あり、親両替の如何は其店の信用に係る者にして、商人は必ず其店の親両替を質し、両替の方に在りても、親両替の面目の爲め、他に対し信用を破らず。此等子両替は自店に入りたる預金を親両替に持行き、又資金の取付けられたる場合には、親両替に宛てて手形を振出す。其間の関係は全く徳義上の制裁に由るものにして、手形を過振して貸越余り嵩む場合には、親両替より譴責して、之を改めしむるに過ぎざりき。両替店間には差引と

取引との区別あり。親両替は子両替に宛てて手形を振出す事無きも、親両替同士若くは同格の両替店は、相互間に手形を振出し、半月若くは一ヶ月毎に之を決算して、其借越と為れる残額を并済す。故に此種の取引を差引と称す。而して取引とは子両替が親両替に宛てて手形を振出すを云ふ。又手形を持来る場合には、唯一言の応答に由りて受取済と為り、其の手形の金高を引合はせ、翌日の立合に於て、押印するを以て証拠と為し、別に受取証を徴する事無かりき」〔3、pp.530〕。

(2) 銀目手形の種類・形態

江戸期における両替商への預金はすべて当座預金であって今日のような利付の普通預金や定期預金といったものはなかった。無利子での預入が抵抗なく受け入れられた背景としては、①正貨あるいは手形入手の度に両替商に預入することによって支払手段としての一般受容性を有する預り手形が入手できる、②常時預金残高を保持することによって、振り手形の振り出しや、両替商との間の貸越契約の締結が可能になる、③両替商は預金口座の開設を信用ある商人にしか認めなかったため、両替商と取引関係を持つことは当該商人の信用力の保証となり商取引においてもプラスに作用する、④当時富商は蓄財の運用先が無く、^(注8)無利子での預入を忌避する考えがなかった、⑤自宅に保管するよりも両替商に預ける方が防犯上安全であった、ことといった事情を挙げることができる。

銀目手形はその用途によって幾通りかに分類できる。以下ではその中で主なものについて用途及び形態について説明する（なお、為替手形は隔地間の商取引において盛んに利用されたが、古い手形として既に鎌倉時代より使用されていたこと、江戸期においても大坂独自の手形ではなかったことから、本ペーパーにおいては説明を省略する）。

(注8) 富商の資産運用は自ら資産を元手に事業を起こすか、より安直には付利の預入先に預金することであろう。鎌倉から室町時代には「土倉」と称する質屋があつて質屋業務と共に高利貸しも行っていた。利付預金を原資に上は足利將軍家から下は零細な庶民階級までを対象にした。江戸期にあつてはこのような利付預金を提供する両替商は一部京都を除いて存在しなかった。富商の中でも財福の者は自ら両替商、あるいは貸金業を営んだ。文献には、「表面無職業にして多少の財産あるが為め、之を貸出すものは諸方に之れ有り。両替の老分（筆者註：奉公期間の長い上役のこと）にして稍資金の出来し者の中には私に之を為し、本家に於て黙許したるもあり、当時百貫目（今の壹万六千円）の財産を蔵するに至れば、金持と言は

れ、金貨を為すを得たり」〔3、pp.550〕とある。両替商や貸金業を行うまでに至らない者は、財貨を自家の蔵に死蔵するか、無利子で両替商に預金するしかなかった。前者は江戸において多く見られ、後者は京・大坂において多く見られたという〔10、pp.12〕〔5、pp.133-134〕。

イ. 預り手形

(預り手形の雛形)

年	月	日	何	某	殿	何	屋	某	印
一 銀 賞 目 也 右之通髓ニ請取申候、此手形ヲ以テ相 渡可申候、以上、									

(貨幣博物館展示資料)

申	八	月	廿	日	万	延	元	年	三	井	八	郎	右	衛	門	印
合 銀 貳 貫 四 百 目 也 右之通髓に請取申候 重而此手形を以 差引可申候 為其依而如件 万屋甚兵衛殿																

銀目手形のうちで、江戸期を通じ頻繁に使用されたものに預り手形がある。

預り手形とは、両替屋が預金者に対して発行した譲渡可能な保管証あるいは預金証書である。この手形は、預金者が預金先の両替屋から受領するものであり、資金決済の必要があるときは貨幣に交換して、支払いに充当することができたが、基本的には兌換されずにそのまま支払手段として再使用され、大坂市中及び近隣地方を転々流通したとされている。いうまでもなく手形所持人が両替商に手形を持参すれば貨幣と交換されたが、もし手形を振り出した両替商の倒産等によってこの預り手形が不渡りになった場合には、その時点での手形所持人が損失を負うこととなっていた。^(注9)

(注9) 文献では、「(預り手形は)両替屋より預け人に差し出したるものにて、名宛は勿論、其他誰にても、持参人に支払うべき手形なり。但し、甲・乙・丙と流通中、其両替屋破産する等の事ありて、不渡りとなる時は、其手形の所持人の損失となりて、甲乙は之に関せず」〔4、pp.513〕と

ある。

ロ. 振り手形

(振り手形の雛形)

何屋某殿	年月日	何某	可被成候、以上、	右之通儲ニ請取、此手形ヲ以テ御渡	一銀 ① 貫目也	覚	何屋某殿エ
------	-----	----	----------	------------------	----------	---	-------

預り手形が銀貨の預金証書あるいは保管証であるのに対し、振り手形は両替商への預金者が預金引き当てに振り出すという意味では、今日の小切手に類似するものである。両替屋に対して預金を有する者（一般商人であることも両替屋であることもあった）が、商取引決済のため預金を引き当てとして当該両替商宛てに振り手形を振り出し、支払先に手交した。手形を受け取った者は、これを自らの取引両替商の預金口座に預入し、必要に応じて預り手形を受け取るか、別途振り手形を振り出した。預り手形が支払手段として再利用されつつ市中を転々流通したのに対し、振り手形は手形受取人が一旦両替商の信用ネットワークに持ち込み、手形を支払手段として利用するときには、別途新たに手形を振り出すという点で異なっているとされている。

振り手形が不渡りとなるのは、①預金先両替商が破綻した場合、②振出人と両替商との間に貸越契約がなく、かつ預金残高がゼロとなるか、あるいは貸越契約があってもその上限を振り手形の額面総計が上回った場合、がある。前者の場合には預り手形と同様、その時点での手形所持人の損失になったが、後者の場合は振出人が責を負う

ことになっていた。^(注10)なお、振り手形の日付は、実際の振出日とするのが一般的で「直払手形」と称したが、振出人ないし受取人の都合によっては先日付の振出とすることがあった（「延手形」^(注11)）。

(注10) 文献には、以下のようにある。「(振り手形は)素人の両替屋と取引ある者より、両替屋に宛て振出し、又甲両替屋より乙両替へ宛振出す手形にして、「何屋某殿」(筆者註：7頁の雛形参照)とあるを妻書と唱え、素人の印元より、渡し先の人を記入せしものなり。此手形を両替屋へ持参するとき、印元両替屋へ預け込みあれば、異議なく渡すべしといえども、もし預込みなき時は、不渡となる旨を以て対う。但し、預込金なく共、両替において其手形振出人と、振出の過量を負担する約あるものは此限にあらず。通常これを通い尻何程は請合べしとの約束あるものとす。此振出手形、甲より乙に渡り、乙より丙丁に渡って、後終に不渡となる時は、丁は丙に返し、丙は乙に返し、乙は甲に返し、甲と印元との関係となることなり。しかも振出手形甲・乙・丙・丁に渡り、丁より両替屋に取付けし時、印元の入金なくして不渡となれば、すなわち前陳の如く、丁・丙・乙・甲と逆に戻るべしといえども、既に印元よりは確に入金あるに両替においてこれを払い能はざるときは、其手形の所有人の損失となるなり(筆者註：これは預り手形と同様)。又印元より振出したる手形を以て日限内に取付けたるも、なお不渡となるときは、其貴印元にあり、もし日限を過て、取付不渡となりしものは、其日限を遷延したるの怠りあれば、すなわち其所持人の損失となるものなり」[4、pp.513-514]。

(注11) 詳細は[7、pp.514]参照。

ハ. 大手形

大手形は振り手形の一つであるが、商人相互間の節季勘定の決済のために利用されたものであり、その用途の特殊性に因んで別途分類されるのが一般的となっている。振り手形は本来、概ね隔月ごとにあつた掛売買の集中決済日(節季)における資金決済などを目的として振り出され、手交されるものである。しかし節季には諸受け払いが集中する。商人の多くは売上代金の入金などを引き当てとして振り手形を発行したが、手形の受け取り、両替商へのお金入金よりも振り手形の決済が先行すると、手元流動性が些少となるだけでなく、場合によっては技術的に不渡りとなってしまうおそれがあった。このような事態の発生の回避を目的として、予定された資金のお金入金があるまで決済を猶予するという特約条件付きで振り出された手形が大手形と言われるものである。その仕組みは、将来のお金入金予定を見越して商人が取引先両替商宛てに手形を振

り出し、支払ニーズのある商人に手交する。この振り手形を受け取った商人は自らの取引先両替商にこの手形を持ち込む。慣例として節季後2日間は両替商は仲間同士の取引を休み、預金のみを扱うので両替商間の差引決済は節季後3日目のことになる。この3日間の内に大手形を振り出した商人が無事入金を得て名宛の取引先両替商に差し出せば問題なかった。

このように大手形を使用することによって巨額の取引も信用によって行うことができたわけである。なお、大手形が不渡りになった場合には当該商人間で解決すべき問題となり、両替商は何ら損失を蒙らないことになって^(注12)いた。

(注12) 文献には以下のようにある。「大手形と唱ふるも、別に大手形なるものあるにあらず、節季に際し、甲商人乙商人より受け取るべき勘定ありといえども、未だ其払金を取得せざるに、又丙商人に払わざるを得ざる勘定あり、かかるときは、甲商は乙商の入金を目的となし、己の取引ある両替屋宛の手形を作り、之を丙商の勘定に渡す。丙又これを自身取引ある両替屋に振込めば、両替も異議なくこれを収めて、丙商の入金と同視す。此取引を大手形と云なり。しかして従来慣習として、節季より一日二日を休業し、第三日目に至りて、甲の両替屋と乙の両替屋との間において、手形の差引を為す。また甲商は其一日二日休業の間に、乙商より現金を受け取り、これを自己の振先なる両替屋に振込む故に、第三日目両替屋同士の差引勘定に至りて、毫も不都合あることなし。畢竟大手形と唱ふるものは、節季勘定の取引を翌月三日に廻すものを云なり。聞く、此法の行われしときは、府下一般節季の融通を便利にせりと。又大手形の勘定において、もし甲商の振出したる手形不渡となるときは、妻書の順を追ひ、甲両替屋は乙両替屋に返し、乙両替屋は丙商に返す。然るときは丙商と甲商と直接の関係となり、両替仲間においては、毫も其損失を負ふことなかりしなり」
[4, pp. 516-517]。

二. 振差紙

大坂においては両替商相互間の最終的な資金決済にも銀目手形が用いられており、そうした手形のことを特に、振差紙という。振差紙については、決済当日の夜半午後12時までには決済が完了することが求められていた。例を挙げると、今、2つの両替商があり、貸借がネットで支払超となっている側(受取人)のA両替商が、ネットで受け取り超となっている相手方のB両替商(支払人)宛に、A両替商が別に支払う必要のある先に対し、差引決済額相当分を支払うよう指図した銀目手形を振り出してB両替商に手交し、これをもって2者間の決済完了とするものである。

振差紙は両替商間でのみ使用された特殊な銀目手形であった。留意すべきことは、

この振差紙の所持人は手形の名宛人であるB両替商から実際に貨幣や手形を受領できなかったとされていることである。つまり振差紙は、正貨に兌換されることが全くない、両替商間の資金決済のための債務移管証文と考えることができる。^(注13)

(振差紙の雛形)

		一	覚
		銀	
		何	
		貫	
		目	
		也	
	右		
	此		
	何		
	某		
	殿		
	^		
	A		
	V		
	エ		
	御		
	渡		
	可		
	被		
	下		
	候		
	、		
	以		
	上		
何	年		
	月		
	日		
某			
	何		
	某		
	殿		
	^		
	C		
	V		

(注13) 文献には以下のようにある。「(振差紙は)両替屋のみ通用する手形にして、此何某(筆者註:雛形中を指す)とあるは、両替屋の内受取人を記入し、何某は両替屋の本名を用ひず、同店支配人の名を記し、何某殿(筆者註:雛形中<C>を指す)と宛つるも、振り先の支配人の名前に宛つる法なり。又振出人は無印にて、只御渡の処へ、振出したる両替屋の大印を押す。但し、判鑑帳なるものを各自に備え置き、見合するものとす。此手形は其日限り夜九ツ時迄に、双方差引決算するものなり。たとえ此手形を以て、正金を受け取らんとするものありとも振出し先(筆者註:振り先と同じ。雛形中<C>を指す)にては正金にならず、必ず印元(筆者註:雛形中を指す)に立ち戻らざれば、正金を得る能はざるの習慣なり」[4、pp.514-515]。

ホ. 約束手形・素人手形

銀目手形は以上に述べたように種々の用途を以て使用され、また信用通貨として転

々流通したものである。しかし今日みるような商業手形（約束手形）の用途をもって振り出された手形も流通していたという説がある。

また、以上の銀目手形はすべて両替商を介在させるものであったが、別に素人手形と称される両替屋を介在させない商人相互間の手形が存在していたことが知られている。例えば「雑喉場手形」や「唐物商手形」といったものがその代表的なものである。節季勘定の利益を考えた手形であった点に着目するならば、素人手形を大手形の系列において捉えることもできる。^(注14)

(注14) 詳細は [7、pp.262] 参照。

以 上

(補論) 大坂・銀目手形と17世紀・英国における金匠手形との比較

(1) 発行開始時期の検討

わが国における信用通貨の発行は、世界史的にみても早かったといえることができる。例えば、わが国最初の信用通貨といわれる伊勢・山田地方の「山田羽書」は1600年頃から発行されたが、当時、西洋において紙幣と言ひ得るものは今のところ見^(注15)いだされていない。

大坂において両替商によって最初に銀目手形が発行されたのは、一説では寛永5(1628)年といわれているが定かではない。但し山田羽書が銀目手形に先んじていたことは動かない(山田羽書が銀目手形よりも時期的に先行していたといっても、山田羽書の流通範囲が伊勢の山田及びその周辺に局限されていたのに対して、銀目手形は上方経済の枢要地<摂津・河内・和泉・播磨等>に広く流通・循環し、わが国経済にも大きな影響を持った点を看過してはならないだろう)。

一方、英国の金匠は、商人が専制君主による一方的な資産収奪を避けて安全な資金の預入れ先を求めたことに応じて多額の預金を集め、その預金証書を発行した。金匠が従来の職人業に加えて銀行業務を兼営するようになる時期は、早く見ても1640年より以前に遡ることは^(注16)ない。^(注17)

すなわち、大坂・銀目手形と英国・金匠手形いずれが早く発行されたのかについては判然とはしないが、それほど^(注17)の差異はないと考えてさしつかえはないだろう。

(注15) 世界最初の紙幣は10世紀末頃の中国(北宋期)で商人が発行した「交子」である。これは鉄鉱石の生産が多い四川地方の商人が以前より使用していた重量ある鉄銭に代えて発行したもの。しかし信用不安(取り付け)が相継いだため、11世紀に入ってから紙幣発行は官営化され、以後南宋、元、明政府に官営の紙幣発行が受け継がれた。

(注16) 金匠(goldsmith)は、もともと金に細工を施すことを職分としていた職人であるが、金細工と並行して金銀地金の売買(両替業)によって高い利潤を挙げている。多額の金を保管する必要上から堅固な金庫を有していたことで知られている。このように金匠には預金の受け皿、つまり英国における初期の銀行家となる素地が整っていた。

(注17) 文献によれば以下の通りである。「1640年と1675年の間に、金匠の中から、ロンドンの正規の個人銀行家が最終的に現れてきた。チャールズ王が1640年に造幣局を閉鎖し、地金を没収するや、財宝は安全を求めて金匠の丈夫な部屋に入りこんだ。かれらはそれを即時払いの『当座預金』…として預り、それに利子を支払う余裕さえあることを発見した。それが欲せられるときまで、かれらはそれを貸出したり、あるいは為替手形を買う(割引く)ことができた。……ついで、金匠は人びとに支払うためにその約束手形、すなわち最初の銀行手形を与え始めた…」[8、

(2) 金匠手形発行当時の英国の状況

金匠手形について検討するためには当時の英国の政治経済状況を概略知る必要がある。^(注18)以下簡単に箇条書きする。

- ① 英国絶対王政末期の国王として専制君主体制を志向したチャールズ1世は、財政窮乏化の中、軍事費を中心とした経費調達のために、相次ぐ増税を実施した。しかし議会・下院に代表される国民の抵抗が強く、無制限な増税は不可能であった。したがって国王は1640年に資金借入計画を立てた。しかし、④スペイン王は40万ポンドの貸付を拒絶、⑤ローマ法皇はカトリックに改宗しない限り貸付を峻拒すると表明、⑥ロンドンの富裕階層は反国王派であったため貸付拒否、と不成功におわった。国王は貨幣改鋳による改鋳収益金の獲得も考えたが、国民の反対にあって実施に至らなかった。窮した国王は商人がロンドン塔(国営造幣局がここにあった)に預託していた金地金13万ポンドを強制的に押収した。商人は4万ポンドの貸付を行うことで、辛うじて預託金を返還されたが、以降国王に対する警戒心を強め、造幣局から資金を引き出して資金の自己管理を試みた。しかし手代・雇人らの不正が横行したため、両替業務によって資産を増大させていた金匠に資産を預金するようになった(因みにその後1642年にいたって王党派と議会派は内戦に突入、議会派の勝利に終わってチャールズ1世は1649年に処刑された<清教徒革命>)。
- ② 金匠は無利子あるいは低利の預金を高利で運用し、その収益の一部を預金者に還元するなどしたため、金匠に対する預金が一般化した。預金に対する受領証書がいわゆる「金匠手形」であり、早期に公的な承認を受けた。金匠の上位数名は多大な預金を獲得し、ロンドン市場において重きをなした。これら上位の金匠がまず、英国において最初に銀行業者と呼ばれるようになった。
- ③ 金匠は預金・貸出・手形割引業務を行った。それは近代的銀行の主要業務と見做し得る水準のものではあったが、金匠の金融業務は、⑦高利での貸付、⑧ハイリスク・ハイリターンの営業、等の不確実性を伴うものであった。

革命後しばらくして、行き過ぎた共和制に対する反動から王政復古があり、復古後最初の王であるチャールズ2世の時に、金匠は政府に対して高利(一説では年利20~30%)の融資を行った。17世紀後半、2次に亘った英蘭戦争中、⑨巨額の対政府融資の事実を知る商人が金匠に対し取り付け騒動を起こしたり、⑩政府が金匠への返済を停止したため、窮した金匠は商人への支払いを停止する、という事態が生じた。金匠への預金者の多く(一説では1万人以上)が破産に瀕したという。

(注18) 詳細は [1、pp.17-49] 参照。

(3) 銀目手形と金匠手形

金匠手形を銀目手形と用途に則して比較した場合、金匠手形は、銀目手形のうちのいわゆる預り手形に相当する。即ち今日の銀行券に類したものである（金匠を銀行家と認めるならば金匠手形はまさに銀行券そのものであった）。銀目手形には既述のように銀行券的な機能を持つ預り手形以外に、振り手形・大手形・振差紙等があった。信用貨幣としては、銀目手形は金匠手形よりも、より複雑化した用途をもって使用されたと考えることができるが、これは両者の流通期間の違いに因るところが大きいと考えられる。すなわち、なお、金匠手形が信用通貨として法的保障を背景に流通したのは概ね英蘭銀行設立（1694年）までのことであり、たかだか半世紀強のことである（その後は英蘭銀行券が流通した）のに対して、銀目手形は明治元（1868）年の銀目廃止まで2世紀以上に亘って流通した。

以 上

[参考文献]

- [1] A. アンドレアデス 『イングランド銀行史』 1904年 (町田義一郎・吉田啓一訳 日本評論社 1971年)
- [2] 遠藤佐々喜 「社会経済史学・第9巻第8号」『江戸時代貨幣制度に於ける銀問題の研究』 1939年
- [3] 大阪市 「大阪昔時の信用制度」『大阪市史・第5巻』 1882年
大阪市役所蔵版 1911年<1979年復刻>
- [4] 大阪市 「商事慣習問目並報告書案」『大阪市史・第5巻』 1882年
- [5] 小野武雄 『札差と両替』 展望社 1977年
- [6] 草間伊助 「草間伊助筆記・第四」『大阪市史・第5巻』 1810~12年
- [7] 作道洋太郎 『大日本貨幣史・別巻・日本貨幣史概論』 歴史図書社 1970年
- [8] ジョン・クラバム 『イギリス経済史概説』 1949年 (山村延昭訳 未来社 1981年)
- [9] 東京商工会議所 「商業慣例調・第3巻」 1887年
- [10] 宮本又郎・高嶋雅明 「庶民の歩んだ金融史」 福德銀行 1991年
- [11] 吉川光治 『徳川封建経済の貨幣的機構』 法政大学出版局 1991年

日本銀行金融研究所 Discussion Paper J-Series

<u>番号</u>	<u>著者</u>	<u>題名</u>	<u>年月</u>
96-J-1	山口健次郎	江戸期銀目手形について	96/3
96-J-2	木村 武	季節調整について	96/3

IMES Discussion Paper E-Series

<u>Number</u>	<u>Author(s)</u>	<u>Title</u>	<u>Date</u>
96-E-1	Shinji Nishida	The "Domino Effect of Defaults" and Its Implications for Regulatory Actions	96/1
96-E-2	Atsutoshi Mori Makoto Ohsawa Tokiko Shimizu	A Framework for More Effective Stress Testing	96/1
96-E-3	Shumpei Okada Eiji Harada Fumihiko Tsunoda	Integration of Credit Risk with Market Risk in Asset Liability Management	96/1
96-E-4	Tokiko Shimizu Tsukasa Yamashita	Dynamic Micro and Macro Stress Simulation	96/1
96-E-5	Toshiaki Watanabe	Intraday Price Volatility and Trading Volume: A Case of the Japanese Government Bond Futures	96/1
96-E-6	Hiroshi Fujiki Casey B. Mulligan	Production, Financial Sophistication, and the Demand for Money by Households and Firms	96/1
96-E-7	Hiroshi Fujiki Casey B. Mulligan	A Structural Analysis of Money Demand: Cross-Sectional Evidence from Japan	96/1
96-E-8	Atsutoshi Mori Makoto Ohsawa Tokiko Shimizu	Calculation of Value at Risk and Risk/Return Simulation	96/1
96-E-9	Yutaka Soejima	The Long-Run Relationship between Real GDP, Money Supply, and Price Level: Reexamination of Cointegration Test	96/1
96-E-10	Naohiko Baba	Empirical Studies on the Recent Decline in Bank Lending Growth: Approach Based on Asymmetric Information	96/2
96-E-11	Allan H. Meltzer	On Making Monetary Policy More Effective Domestically and Internationally	96/3
96-E-12	John B. Taylor	Policy Rules as a Means to a More Effective Monetary Policy	96/3
96-E-13	David Laidler	Inflation Control and Monetary Policy Rules	96/3
96-E-14	Benjamin Friedman	The Rise and Fall of Money Growth Targets as Guidelines for U.S. Monetary Policy	96/3
96-E-15	Manfred Neumann	Monetary Targeting in Germany	96/3
96-E-16	Kazuo Ueda	Japanese Monetary Policy, Rules or Discretion? Part II	96/3
96-E-17	Clive Briault Andrew Haldane Mervyn King	Independence and Accountability	96/3
96-E-18	Franco Bruni	Central Bank Independence in the European Union	96/3

Please forward requests for copies to: Research Division 1, Institute for Monetary and Economic Studies, Bank of Japan, C.P.O. Box 203, Tokyo 100-91, Japan. FAX: +81-3-3277-1473. e-mail: post@imes.boj.go.jp